

令和元年 9 月 3 日

各 位

会 社 名 シンプレクス・アセット・マネジメント株式会社  
(管理会社コード 16714)  
代表者名 代表取締役社長 水嶋 浩雅  
問合せ先 業務本部 山口 節一  
(TEL:03-5208-5211)

(訂正)「ETFの約款変更に関するお知らせ」の一部訂正について

令和元年 8 月 30 日付「ETFの約款変更に関するお知らせ」について、投資信託約款の新旧対照表の記載内容に誤りがありましたので、下記の通り訂正いたします。

記

○投資信託約款の訂正箇所

信託約款第 19 条第 1 項第 8 号の訂正

訂正後	訂正前
(運用の基本方針) 第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. から 7. <略> 8. 一般社団法人投資信託協会の定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、 <u>一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。</u>	(運用の基本方針) 第 19 条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、次の各号の基本方針にしたがって、その指図を行ないます。 1. から 7. <略> 8. 一般社団法人投資信託協会の定めるところに従い、一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 10%、合計で 20%を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合に、 <u>超えることとなった日から 1 ヶ月以内に当該比率以内となるよう調整を行い、通常の対応で 1 ヶ月以内に調整を行うことが困難な場合には、その事跡を明確にした上で、できる限り速やかに当該比率以内に調整を行う方法とします。</u>

下線部 \_\_\_\_\_ は変更部分を示します。

以上